

M&A支援事業審査要領

(目的)

第1条 この要領は、M&A支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第9条第1項の規定に基づき設置するM&A支援事業審査会（以下「審査会」という。）において、採択対象者の適正かつ公正な選考を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

(1) 産業政策課長

(2) 秋田県信用保証協会 経営支援部経営支援課長

(3) 公益財団法人あきた企業活性化センター 経営支援部長

(4) 秋田県事業承継・引継ぎ支援センター 統括責任者

3 委員長は、産業政策課長をもって充てる。

(議事)

第3条 審査会は、委員長が招集する。

2 委員長は、審査会の議長となる。

3 委員長は、審査のために必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を徴することができる。

4 審査会は非公開とし、審査会の出席者は議事の内容を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第4条 審査会の事務局は、産業政策課に置く。

(審査方法)

第5条 審査は、申請者から提出された補助金交付申請書に基づき、別紙「M&A支援事業審査票」により評価・採点を行うものとする。

2 事務局は、各委員の評価点を集計し、合計点数の高い順に予算の範囲内において補助事業の対象として選定する。ただし、各委員の評価点の平均が6割を下回る事業は選定しない。

3 実施要領第7条第2項に規定する生産性向上要件に係る審査を含む場合、各委員の評価点の平均が8割以上で当該要件を満たす事業として選定する。ただし、同平均が6割以上8割未満の事業は当該要件を満たさず、実施要領第7条第1項(2)による限度額の事業として選定し、6割を下回る事業は前項と同様に選定しない。

(審査項目及び配点)

第6条 審査項目及び配点は、別表のとおりとする。

附 則

この要領は、令和3年7月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

審査項目	M&A促進型	M&A実現型	M&A実現型 (生産性向上枠)
(1) M&Aの目的と必要性	25点	20点	20点
(2) M&Aの実現可能性	20点	20点	20点
(3) 雇用の維持	30点	20点	20点
(4) 引継ぎ事業の成長可能性	—	20点	20点
(5) 地域経済への影響	25点	20点	20点
(6) 生産性向上計画の内容	—	—	20点

審査項目	PMI型
(1) PMIの目的と必要性	25点
(2) —	—
(3) 雇用の維持	30点
(4) 引継ぎ事業の成長可能性	20点
(5) 地域経済への影響	25点